

第四〇回

参第一五号

牛乳等無償給与法（案）

（目的）

第一条 この法律は、国が、乳幼児及び妊産婦について、牛乳等は無償で給与することにより、これらの者の心身の健全な発達向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第二条 この法律において「乳幼児」とは、出生の時から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「妊産婦」とは、妊娠中（妊娠三月未満の期間を除く。）又は出産日以後三月以内の女子をいう。

3 この法律において「牛乳等」とは、牛乳、脱脂乳、粉乳、れん乳、はつ酵乳、クリーム、バター、チーズその他牛乳を主要原料とする食品であつて政令で定めるものをいう。

（給与要件）

第三条 国は、厚生大臣が第十一条第一項の規定により各年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）ごとに作成する給与計画において給与の対象となつた乳幼児のためにその保護者（親権を行なう者、後見人その他の者で乳幼児を現に監護する者をいう。）に対し、牛乳等を給与する。

2 国は、厚生大臣が第十一条第一項の規定により各年度ごとに作成する給与計画において給与の対象となつた妊産婦に対し、牛乳等を給与する。

（給与券の交付）

第四条 都道府県知事は、牛乳等の給与要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）であつて牛乳等の給与を受けようとするものに対し、その者の申請により給与券を交付する。

（給与方法）

第五条 都道府県知事は、給与券の交付を受けた者が給与券を提出し牛乳等の給与の申込みをした場合には、給与券と引換えに牛乳等のうちでその者が選ぶ種類の物を給与しなければならない。この場合において、やむを得ない理由によりその者が選ぶ種類の物を給与することができないときは、その者の意見を聞いて他の種類の物を給与することができる。

2 都道府県知事は、次条第一項の規定により指定された牛乳等の販売業者（以下「指定業者」という。）に牛乳等の給与を行なわせることができる。

（指定業者）

第六条 都道府県知事は、前条に規定する牛乳等の給与を担当させるため、牛乳等の販売業者を、その同意を得て指定する。

2 指定業者は、牛乳等の給与について、厚生省令の定めるところにより都道府県知事の

行なう指導に従わなければならない。

- 3 指定業者は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。
- 4 指定業者が第二項の規定に違反したときは、都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により、指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、その相手方にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(給与量)

第七条 給与計画の対象となる者一人一日当たりの牛乳等の種類別の給与量は、給与計画において定められる量とする。

(給与の始期)

第八条 牛乳等の給与は、受給資格者が都道府県知事に対し給与券の交付を申請した日から行なうものとする。

(給与券の譲り渡し等の禁止)

第九条 給与券は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

(給与券の返還命令)

第十条 都道府県知事は、牛乳等の給与を受けている者が、正当な理由がなく第十六条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、給与券の返還を命ずることができる。

(給与計画の作成)

第十一条 厚生大臣は、毎年十二月三十一日までに、翌年度における牛乳等の供給の見通しを参酌して牛乳等の給与の対象となる乳幼児及び妊産婦の範囲並びに牛乳等の給与量を定め、当該年度における給与計画を作成し、かつ、これを告示しなければならない。

2 前項の給与の対象となる者の範囲は、乳幼児については年齢により、妊産婦については妊娠期間又は出産後の期間により定めるものとする。

3 厚生大臣は、第一項の給与計画の作成に際しては、あらかじめ大蔵大臣及び農林大臣と協議するものとする。

(国の責務)

第十二条 国は、給与計画を充実させるため牛乳等の供給量の増加を図り、給与計画の実施に必要な牛乳等を確保するため、生産の助成、集荷機構の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(牛乳等給与審議会)

第十三条 厚生省に、附属機関として牛乳等給与審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 厚生大臣は、給与計画の作成に際しては、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

3 審議会は、前項に規定するもののほか、厚生大臣の諮問に応じ、牛乳等の給与に関する重要事項を調査審議する。

4 前三項に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務費の交付等)

第十四条 国は、政令の定めるところにより、都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

2 国は、政令の定めるところにより、指定業者に対し、その者が牛乳等の給与に要した費用を支払うものとする。

3 国は、前項の費用の支払に関する事務を都道府県知事に委任することができる。

(生活保護法との関係)

第十五条 この法律の規定により給与を受けた牛乳等は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四条第一項又は第八条第一項の適用については、その者の利用し得る物品等には含まれないものとする。

(届出)

第十六条 牛乳等の給与を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 牛乳等の給与を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(実施命令)

第十七条 この法律に特別の規定があるもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(事務の委任)

第十八条 給与券の交付、指定業者の指定及び牛乳等の給与に関し必要な事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

一 第九条の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により牛乳等の給与をさせた者

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五千元以下の過料に処する。

一 第十条の返還命令に従わなかつた者

二 第十六条第二項の規定に違反して届出をしなかつた者

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(給与対象者の範囲に関する経過措置)

2 当分の間、第十一条第一項の規定に基づき厚生大臣が作成する給与計画において給与の対象となる者の範囲は、乳幼児にあつては満二才に満たない者に限られるものとする。

(地方財政法の一部改正)

3 地方財政法 (昭和三十七年法律第九号) の一部を次のように改正する。

第十条の四に次の一号を加える。

十 乳幼児及び妊産婦について牛乳等の給与に要する経費

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法 (昭和三十八年法律第五十一号) の一部を次のように改正する。

第十三条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 牛乳等無償給与法 (昭和三十七年法律第 号) を施行すること。

第二十九条第一項の表中

「 | 中央児童福祉審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。 | 」

を

「 | 中央児童福祉審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、児童及び妊産婦の福祉に関する事項を調査審議すること。
| 牛乳等給与審議会 | 厚生大臣の諮問に応じて、牛乳等無償給与法第十一条第一項に規定する給与計画その他牛乳等の給与に関する重要事項を調査審議すること。 | 」

に改める。

理 由

乳幼児及び妊産婦について、牛乳等が無償で給与することによつて、これらの者の心身の健全な発達向上に寄与する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、平年度約二百五十億円の見込みである。